

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程及び生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程及び生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(生駒市文書取扱規程の一部改正)

第2条 生駒市文書取扱規程(平成9年12月生駒市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。